

平成 21 年度定例会 3 月会議開会挨拶（平成 22 年 3 月 11 日開催）

平成 21 年度定例会 3 月会議の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は、町政執行方針等をもとに、新年度予算を審議する重要な議会であり、議員各位の活発な討議が展開されます事を願っております。

町の憲法となる「町づくり基本条例」、「議会基本条例」には、町政の政策形成過程である「立案・決定・執行・監視(評価)」それぞれの段階における論点・争点を明確にしていくことが謳われております。

総合開発計画への議会からの提言は、「町民が実感できる政策を提言する議会」を目指す議会の具現化に向けた初めての取組みとなりました。町政運営の根幹となる重要計画を議決事項とし議会が一定の責任を分担することにより計画の精度を高める事が期待されるものであり、議会としては、今後、計画とともに自らの提言にこだわり議会活動を展開することが課題となります。

今 3 月会議に 22 年度当初予算と合わせて後期 5 カ年の総合開発計画や各種重要計画が提案されております。

各計画については、両基本条例がスタートし、行政評価に繋がる事を強く意識して策定が進められてきたと思いますが、計画の精度・策定過程等について議会・行政ともに今後の町政運営に参考となるよう反省をする必要があると感じております。

新政権の政策が、流動的な要素を抱え予測が難しいという背景がありますが、「自由と責任」をもった真の地方政府を目指す地方自治体としての主体的な体制を早急に構築しなければなりません。体制は、組織だけでなく構成する人材であり、人材の意識・意欲を高めることが重要ですし、体制は、行政だけでなく町を構成する住民であり、住民の意識・意欲を高めることも重要です。

新政府が一丁目一番地としている地域主権については、戦略の工程表(原プラン)によりますと、戦略大綱に①義務付け・枠づけの見直し、②基礎自治体への権限移譲、③一括交付金、④国の出先機関改革を盛り込み、直轄事業負担金の廃止、自治体間連携などのほか、地方自治法を抜本的に見直し、地方政府基本法制定を目指すとしております。

地方自治体にとって厳しい状況は続きますが、福島町議会としても、町民の負託に応えるため、尚一層研鑽に励み、目標に向かって着実に歩みを続けていかなければならないと思っております。

啓蟄も過ぎ本州からは、桜の便りが聞かれる時節となりました。

町内でもそろそろ「ふきのとう」「福寿草」等、春のいぶきを感じさせる話題がでてくることと思いますが、まだまだ朝晩の寒さは厳しいものがあります。

出席者各位には、健康に留意され、お体ご自愛の上、本定例会の議事運営にご協力をいただきますよう、お願い申し上げます開会の挨拶といたします。